

桶川都市計画事業
(仮称)桶川北本 IC 周辺東部地区
土地区画整理事業

環境影響評価調査計画書のあらまし



令和4年9月
桶川市

1 事業の概要

目的

桶川市では、「桶川市第五次総合振興計画後期基本計画」において、本地区を、首都圏中央連絡自動車道（以下、「圏央道」という。）の桶川北本ＩＣに近接するという交通利便性を活かし、計画的な土地利用を誘導する地域として、物流・業務サービス、製造業、情報、研究などの産業施設の誘導を図る「複合開発エリア」に位置付けています。

本事業は、これらの背景を受け、当地区の持つ立地特性を活かした計画的な土地利用の誘導により、秩序ある都市的土地区画整理事業を実現するとともに、田園環境との調和を図ることにより、桶川市の更なる発展に寄与することを目的としています。

都市計画決定権者等の名称

都市計画決定権者

桶川市

桶川市長 小野克典
(埼玉県桶川市泉一丁目3番28号)

事業者

山一興産株式会社

代表取締役社長 柳内光子
(東京都江戸川区西葛西七丁目20番1号)

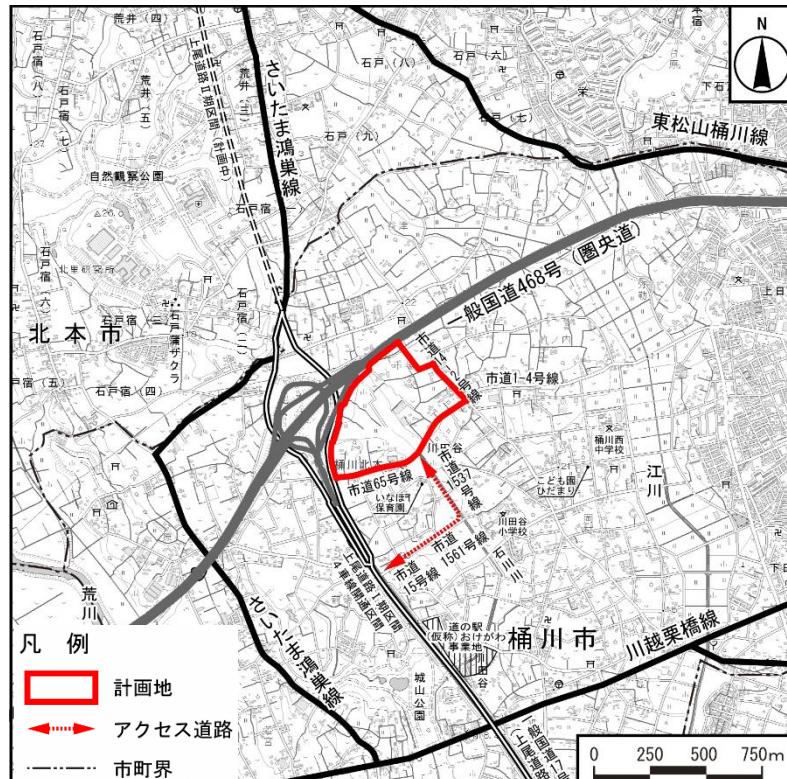
株式会社グローバルデザイン 代表取締役 竹村正義
(東京都新宿区新宿一丁目30番16号)

環境影響評価の受託者

株式会社ポリテック・エイディディ 代表取締役社長 望月宣典
(東京都中央区新富一丁目18番8号 RBM 築地スクエア)

対象事業の実施区域

対象事業の実施区域（以下、「計画地」という。）は、埼玉県桶川市の西部に位置しており、計画地の北側は一般国道468号（圏央道）、北西側は圏央道の桶川北本ＩＣ、西側は南北方向に走る一般国道17号（上尾道路）に隣接しています。



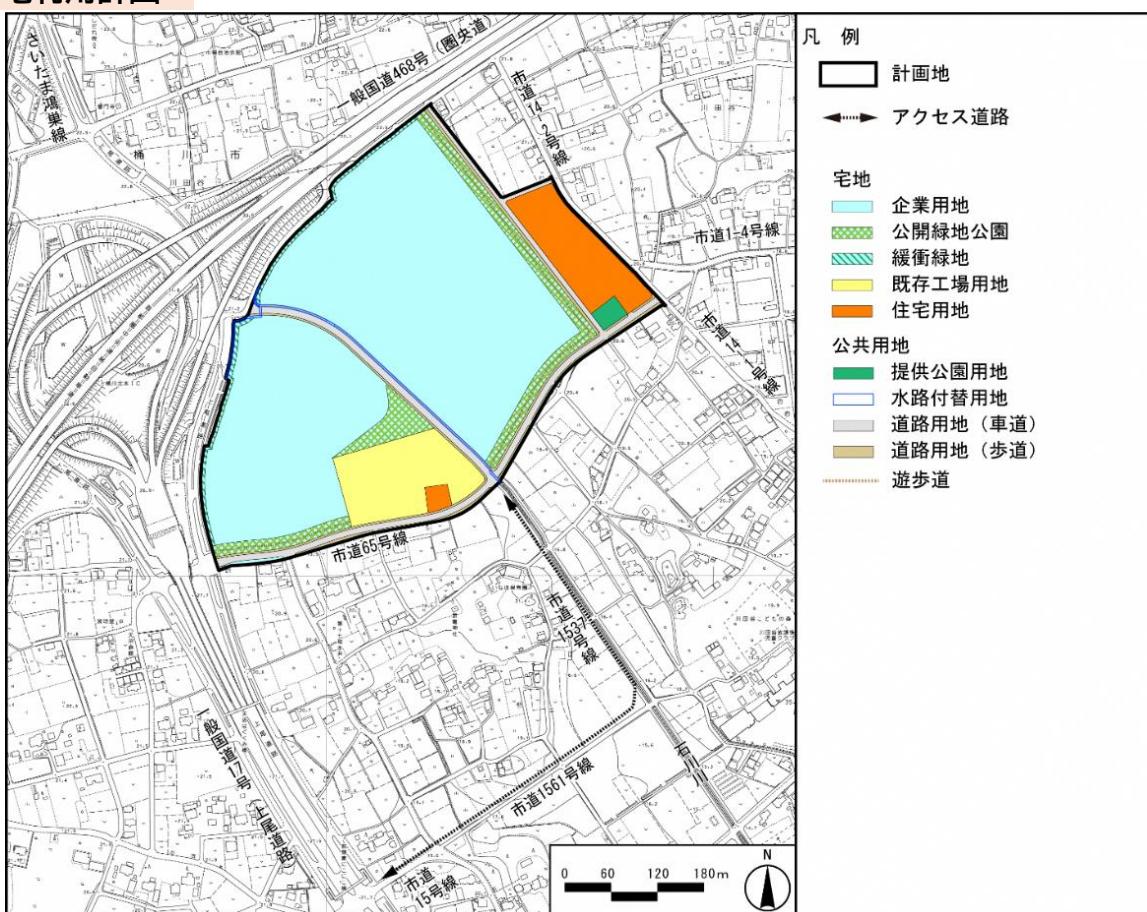
対象事業の内容

計画地の面積は約 20.3ha であり、宅地を約 18.3ha、公共用地を約 2.0ha とする計画です。進出企業の業種は流通業を中心と想定しており、製造業については環境負荷の大きい企業の立地を制限するよう検討する計画です。

また、一般国道 468 号（圏央道）を利用した計画地へのアクセスを確保するため、計画地の南側にアクセス道路（幅員約 12.5m）を新設する計画です。

項目	計画施設
計画地	約 20.3ha
宅地	企業用地 約 15.4ha
	既存工場用地 約 1.5ha
	住宅用地 約 1.4ha
	計 約 18.3ha
公共用地	提供公園用地 約 0.1ha
	水路付替用地 約 0.1ha
	道路用地 約 1.8ha
	計 約 2.0ha
想定される進出企業の業種	流通業、製造業

土地利用計画



対象事業の実施期間

※実施期間は現在の予定であり、変更する可能性があります。

項目	年 度	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
環境影響評価(評価書までの手続)								
都市計画決定の手続								
土地区画整理事業(造成工事等)								
進出企業建築工事								
アクセス道路新設工事					■	■	■	■

交通計画

「**工事中**」 資材運搬等の車両の走行経路

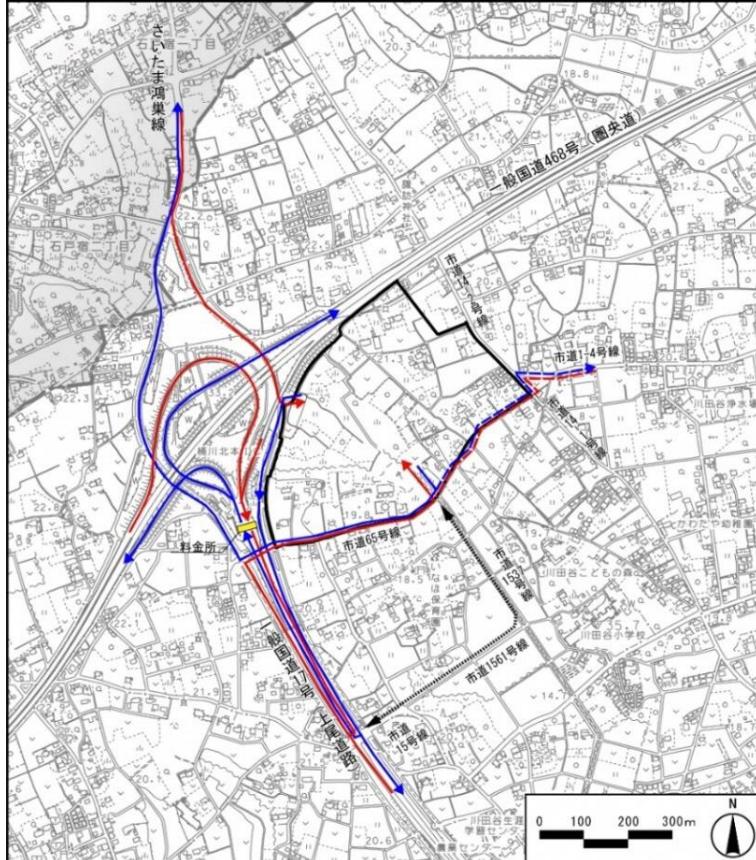
資材運搬等の車両の主な走行経路は、大型車は一般国道468号(圏央道)、一般国道17号(上尾道路)、さいたま鴻巣線を利用、小型車は大型車の主要な走行経路に加えて、市道1-4号線等を利用する計画です。

凡 例

- 計画地
- 市町界
- ↔ アクセス道路

資材運搬等の車両の主要走行経路

- 入場経路(大型車・小型車)
- 入場経路(小型車のみ)
- 退場経路(大型車・小型車)
- 退場経路(小型車のみ)



「**施設完成後**」 関連車両の走行経路

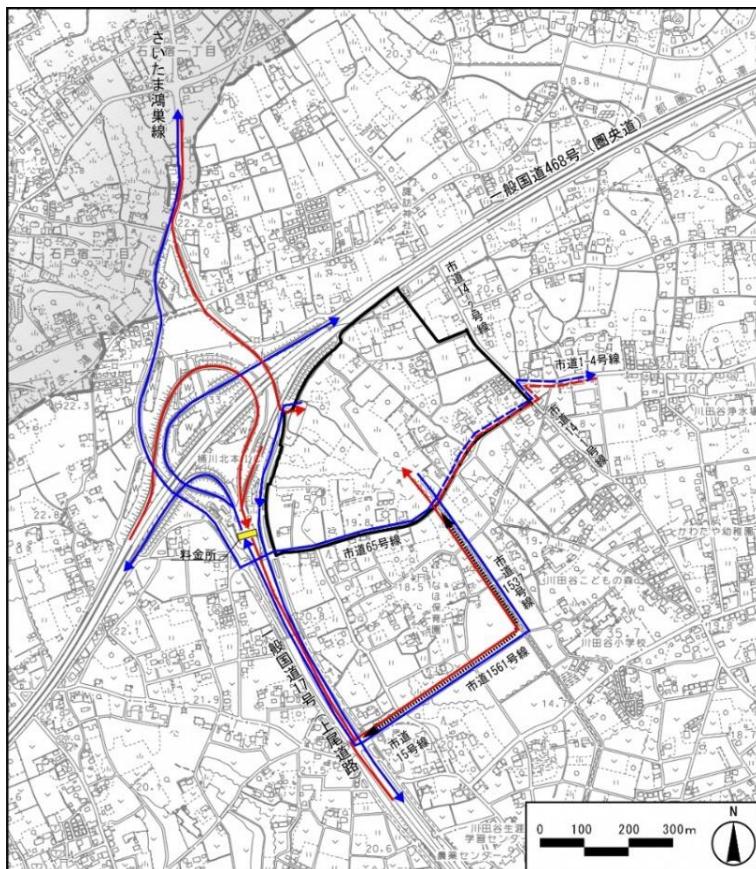
関連車両の主な走行経路は、大型車は一般国道468号(圏央道)、一般国道17号(上尾道路)、さいたま鴻巣線及びアクセス道路を利用、小型車は大型車の主要な走行経路に加えて、市道1-4号線等を利用する計画です。

凡 例

- 計画地
- 市町界
- ↔ アクセス道路

関連車両の主要走行経路

- 入場経路(大型車・小型車)
- 入場経路(小型車のみ)
- 退場経路(大型車・小型車)
- 退場経路(小型車のみ)



工事中における環境保全対策

工事にあたっては、環境保全対策を施し、周辺環境への影響低減に努めます。

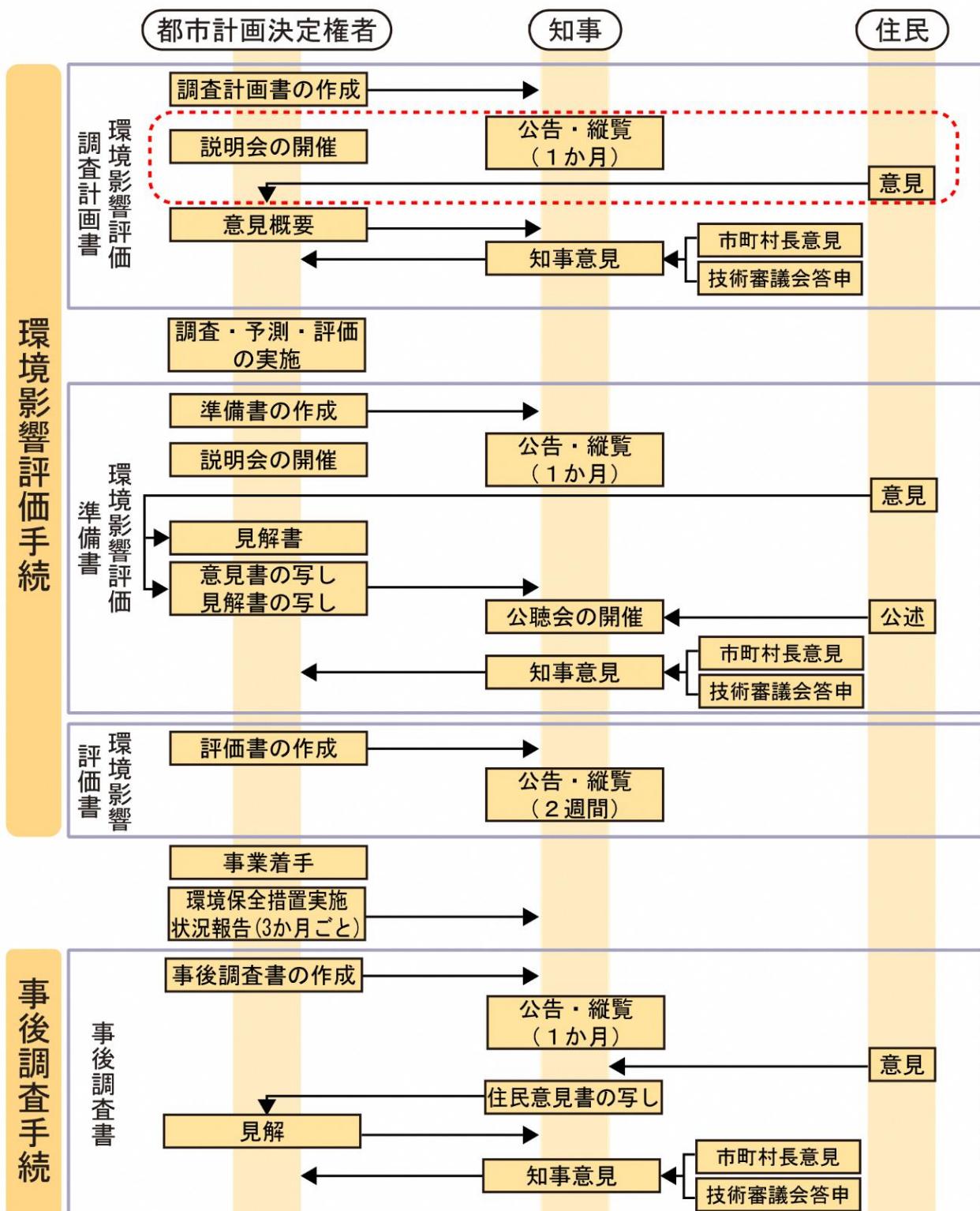
項目	環境保全対策の内容
大気質	<ul style="list-style-type: none">建設機械は、排出ガス対策型の機種の使用に努める。資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。
騒音・低周波音	<ul style="list-style-type: none">建設機械は、低騒音型の建設機械の使用に努める。計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。住宅等に近い箇所での工事では、必要に応じて鋼製仮囲い、防音シート等の防音対策を講じる。資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。
振動	<ul style="list-style-type: none">建設機械のアイドリングストップを徹底する。資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。
水質	<ul style="list-style-type: none">濁水については、仮設水路にて仮沈砂池や仮調整池等に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を計画地南側の公共用水域（石川川）に放流する。必要に応じて土砂流出防止柵等を設置する。
土壤	<ul style="list-style-type: none">計画地内において土壤汚染が確認された場合は、関係機関と協議の上、周辺地域に影響を拡散させないよう、施工にあたり適切な対策を講じる。
地盤	<ul style="list-style-type: none">工事中においては、地盤沈下量、変形等を観測する。地盤性状に合わせた適切な工法を選定する。
生物 〔動物・植物・生態系〕	<ul style="list-style-type: none">保全すべき種をはじめとする植物種については、必要に応じて移植などの環境保全措置を検討する。計画地の周辺において、オオタカ等猛禽類の営巣の情報があることから、「埼玉県オオタカ等保護指針」に準拠し猛禽類の生育繁殖状況について調査する。オオタカ等の営巣が確認された場合は営巣中心域を把握し、計画地の北側に隣接する圏央道の建設工事で実施された環境保全措置等を参考に、工事中の影響を軽減するための適切な環境保全措置を検討する。
自然とのふれあいの場	<ul style="list-style-type: none">資材運搬等の車両の走行により自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう配慮する。計画地内に公園・緑地等を整備する。
廃棄物等	<ul style="list-style-type: none">造成等の工事中における廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。
温室効果ガス等	<ul style="list-style-type: none">建設機械のアイドリングストップを徹底する。資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。

2 環境影響評価

手続きの流れ

埼玉県環境影響評価条例に基づく手続きの流れは、以下のとおりです。

現在は、調査計画書の説明会の段階です。



評価項目の選定

本事業の実施に伴い、環境に影響を及ぼすおそれがある要因（環境影響要因）と当該地域の特性を勘案し、調査、予測及び評価を実施する項目を次表のとおり選定しました。

影響要因の区分	環境影響要因	工 事			存在・供用				
		稼働機械の走行等の	車両の運搬等の	工造事業成等の	存造在成地の	存施設の	施設の稼働	自動車交通の発生	
調査・予測・評価の項目							工業団地	流通業務施設	工業団地
大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	●	●				●		●
	二酸化硫黄又は硫黄酸化物						●		
	浮遊粒子状物質	○	○				●		●
	微小粒子状物質		○			●		●	●
	炭化水素		○			○		●	●
	粉じん	●	●	●					
	水銀等（水銀及びその化合物）						×		
	その他の大気質に係る有害物質等						●		
騒音・低周波音	騒音	●	●				●		●
	低周波音						●		
振動	振動	●	●				●		●
悪臭	臭気指数又は臭気の濃度					●			
水質	公用用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量					●		○
		浮遊物質量		●					
		窒素及び燐				●			
		水素イオン濃度		○					
		健康項目等		○			●		
	底質	底質に係る有害物質等		○			●		
水象	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目		○			×		
水象	河川等の流量、流速及び水位				●				
水象	地下水の水位及び水脈				○				
土壤	土壤に係る有害項目			○				×	
地盤	地盤沈下				○				
地象	土地の安定性			×	×				
	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む）				×				
	表土の状況及び生産性				×				
動物	保全すべき種		●		●				
植物	保全すべき種			●	●				
	植生及び保全すべき群落			●	●				
	緑の量					×			
生態系	地域を特徴づける生態系		●		●				
景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）				●	●			
	眺望景観				●				
自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場		●		●	●	○	○	○
史跡・文化財	指定文化財等					×			
	埋蔵文化財				●				
日照阻害	日影の状況					●			
電波障害	電波受信状況					●			
廃棄物等	廃棄物			●			●	●	
	残土			×					
	雨水及び処理水					●	●		
温室効果ガス等	温室効果ガス	●	●	●		●	●	●	●
	オゾン層破壊物質						×		
放射線の量	放射線の量	×	×	×					

凡例：●：標準的に選定する項目のうち、今回選定する項目。

○：標準的に選定する項目として設定されていないが、今回選定する項目。

◎：事業特性、地域特性により選定する項目のうち、今回選定する項目。

×：標準的に選定する項目または事業特性、地域特性により選定する項目のうち、今回選定しない項目。

調査、予測、評価の方法

調査の方法（現地調査）

各環境影響評価項目について、現況を把握するための調査の方法を選定しました。

現地調査の概要は、以下のとおりです。

環境影響評価の項目		調査項目	調査期間・頻度	調査地域・地点	
大気質	一般環境 大気質	二酸化窒素 二酸化硫黄 浮遊粒子状物質 微小粒子状物質（PM2.5） 炭化水素（非メタン炭化水素）	4季各1回×7日間	計画地内1地点	
		粉じん（降下ばいじん）	4季各1回×1か月間	計画地内1地点	
		大気質に係る有害物質等（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）	4季各1回×24時間	計画地内1地点	
	沿道環境 大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質 微小粒子状物質（PM2.5） 炭化水素（非メタン炭化水素）	4季各1回×7日間	沿道5地点	
		気象	風向、風速、気温、湿度	計画地内1地点	
	騒音・ 低周波音	環境騒音の騒音レベル (L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95} 、 L_{Aeq})	平日・休日 各1回×24時間	計画地内3地点	
		道路交通騒音の騒音レベル (L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95} 、 L_{Aeq})	平日・休日 各1回×24時間	沿道5地点	
		低周波音	平日・休日 各1回×24時間	計画地内3地点	
		道路交通	自動車交通量 (大型車、小型車、自動二輪車)	沿道5地点	
振動		環境振動の振動レベル (L_{10} 、 L_{50} 、 L_{90})	平日・休日 各1回×24時間	計画地内3地点	
		道路交通振動の振動レベル (L_{10} 、 L_{50} 、 L_{90})	平日・休日 各1回×24時間	沿道5地点	
		地盤卓越振動数	1回	沿道5地点	
悪臭		臭気指数（臭気濃度） 特定悪臭物質	2季（夏季・冬季） 各1回	計画地内4地点	
水質	公共用 水域の 水質	生物化学的酸素要求量 窒素及び燐	4季各1回	水路4地点	
		浮遊物質量 水素イオン濃度	通常時：4季各1回 降雨時：1回		
		健康項目等	2季（夏季・冬季） 各1回		
	底質	底質に係る有害物質等	2季（夏季・冬季） 各1回	計画地及び周辺の既存井戸（6地点）	
	地下水の 水質	地下水の水質に係る有害項目	2季（夏季・冬季） 各1回		
その他		土壤の性状（土壤沈降試験）	1回	計画地内3ヶ所で採取	

（次ページに続く）

(前ページから続く)

環境影響評価の項目		調査項目	調査期間・頻度	調査地域・地点
水象	河川等の流量、流速及び水位	流量、流速、水位	通常時：4季各1回 降雨時：1回	水路4地点
	地下水の水位及び水脈	地下水位	4季各1回	計画地及び周辺の既存井戸(6地点)
動物	哺乳類、魚類、底生動物		春季・夏季・秋季・冬季各1回	計画地及びアクセス道路の境界から約200mの範囲
	鳥類(全般)		春季・初夏季(繁殖期)・夏季・秋季・冬季各1回	計画地及びアクセス道路の境界から約200mの範囲
	鳥類(猛禽類)		繁殖期：月2回 非繁殖期：月1回	定点観察調査：計画地及びアクセス道路の境界から約1.5kmの範囲
	爬虫類、両生類、昆虫類		春季・初夏・夏季・秋季各1回	計画地及びアクセス道路の境界から約200mの範囲
植物	植物相		早春季・春季・夏季・秋季各1回	計画地及びアクセス道路の境界から約200mの範囲
	植物群落(植生)		夏季・秋季各1回	
生態系	生態系、着目種等		動物、植物と同様	
景観	景観資源の状況 主要な眺望景観の状況		4季各1回	計画地及びアクセス道路の境界から約1kmの範囲(11地点)
自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場の資源、周辺環境、利用状況、交通手段		4季各1回	計画地及びアクセス道路の境界から約1kmの範囲
日照阻害	地形、工作物の状況		1回	計画地及び周辺
電波障害	電波受信状況		1回	計画地周辺

■ 予測の方法

各環境影響評価項目について、環境影響を予測する方法を選定しました。

予測方法	項目
計算やシミュレーションなどにより予測する方法	大気質／騒音・低周波音／振動／水質(施設の稼働に伴う水質の変化の程度)／日照阻害／電波障害
調査結果・事業計画・類似事例などにより予測する方法	水質(造成等の工事に伴う水質、施設の稼働に伴う底質の変化の程度)／水象／土壤／地盤／動物／植物／生態系／自然とのふれあいの場／史跡・文化財／廃棄物等／温室効果ガス等
合成写真など視覚的な表現により予測する方法	景観

備考) 悪臭は計算やシミュレーションにより予測、又は、類似事例などにより予測する方法とします。

■ 評価の方法

調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業の実施による環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかを評価する方法のほか、国、県又は市町村によって環境保全の観点からの基準、目標等が示されている場合には、それらと予測の結果との間に整合が図られているかを評価する方法を選定します。

環境影響評価調査計画書の手続き

■ 環境影響評価調査計画書の縦覧・閲覧

縦覧期間	令和4年9月16日（金曜日）から <u>11月14日（月曜日）</u> まで 【ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く】	
縦覧場所	・埼玉県環境部環境政策課 ・埼玉県中央環境管理事務所 ・桶川市環境対策推進課 ・上尾市環境政策課 ・川島町町民生活課	・埼玉県東松山環境管理事務所 ・鴻巣市環境課 ・北本市環境課 ・吉見町環境課
閲覧場所	・県立図書館各館（熊谷・久喜） ・鴻巣市あたご公民館	・県政情報センター

■ 環境影響評価調査計画書に対する意見書の受付

環境影響評価調査計画書について環境保全の見地からの意見を有する方は、都市計画決定権者である桶川市に対し、意見書を提出することができます。

提出先	〒363-8501 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号 桶川市 都市整備部 都市計画課 企業立地支援係 電子メール toshikei@city.okegawa.lg.jp FAX 048-786-9866
提出期限	令和4年 <u>11月28日（月）</u> 【必着】
備 考	・縦覧場所に意見書の用紙を設置しています。 ・意見書には、必ず住所・氏名（法人その他の団体は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）をご記入ください。 ・当該調査計画書に対するご意見及びその理由をご記入ください。 ・住所、氏名、対象事業の名称、ご意見及びその理由を記入いただければ、意見書の用紙でなくとも差し支えありません。また、電子メールでも受付いたします。（ただし、添付ファイルは受付できません。） ・意見書に記載されている個人情報は、本件においてのみ使用し、それ以外には使用いたしません。

■ 説明資料の公開

「環境影響評価調査計画書」、本日の説明会で配布及び上映した資料については、桶川市のホームページでご覧いただくことができます。

« URL »

<https://www.city.okegawa.lg.jp/soshiki/toshiseibi/toshikeikaku/machidukuri/kigyou/10650.html>

« QRコード »



※QRコードは、
株デンソーウェーブの登録商標です。

memo



桶川市マスコットキャラクター
「オケちゃん」

《問合せ先》

桶川市 都市整備部 都市計画課 企業立地支援係
電話：048-786-3211（代表）（8：30～17：15／土日祝日は除く）